

灰岡議員（自民議連）

令和4年6月16日

教育長 答 弁 実 録

（教育委員会）

（問）教員による不祥事案の根絶について

県教育委員会として教員による不祥事案の発生状況をどう受け止めているのか、今後、県民から信頼を取り戻すためには更なる対策の強化が必要と考えるが、どういった対策を講じるのか、併せて教育長に伺う。

また、被害を受けた児童生徒が、我慢することなく安心して相談できる環境づくりと、被害にあった児童生徒に寄り添った心のケアなど、丁寧な対応が求められるが、どのような支援を行っているのか、併せて教育長に伺う。

（答）

教職員によるわいせつ行為は、児童生徒に生涯にわたって回復し難い心の傷を残すなど、心身に重大な影響を与えることから、決してあってはならないものであり、この度の不祥事案について、大変、重く受け止めております。

これまでも、わいせつ等に関する懲戒処分の厳罰化を図るなど、取組を強化してまいりましたが、この度の事態を踏まえ、改めて服務規律の徹底を求めるとともに、全ての県立学校において、不祥事防止研修や児童生徒への心配事を尋ねるアンケート調査などが、適切に実施されているか点検を進めているところでございます。

加えて、わいせつ事案の根絶に向けた更なる対策として、専門家の意見を聴取して、

- ・ 個々の児童生徒への対応をチームで行う意識や、規範意識の向上という面での効果的な研修の在り方、
- ・ 教職員にとって管理職と相談しやすい体制づくり、
- ・ 教職員が自分自身の状況を客観的に振り返ることが可能となる方策の在り方

などについて検討を進めてまいります。

また、小・中・高の各段階に応じて、児童生徒が、自分の身を守るための知識や行動を取りまとめた、文部科学省の「生命の安全教育」の教材について、教員が理解を深め、全ての公立学校で活用することや、相談窓口の分かりやすい周知にも努めてまいります。

県教育委員会といたしましては、こうした不祥事防止の取組の具体化を、

着実に進め、子供たちが安心して学ぶことができるよう取り組んでまいります。

なお、児童生徒が被害を受ける事案が起きた場合、短期的には、当該校へスクールカウンセラーを即座に派遣し、カウンセリングを行うとともに、全教職員を対象に、児童生徒に起こるストレス反応や声かけの留意点などの研修を実施し、中長期的にも、組織的な情報共有に基づく、児童生徒の心に寄り添った見守りなどの丁寧な支援を行っているところでございます。